三重とこわか国体亀山市協賛取扱基準

１　趣旨

この基準は、三重とこわか国体亀山市協賛取扱要項第５及び第６の規定に基づき、協賛の表示及び協賛への謝意について必要な事項を定める。

２　協賛者名等の掲載基準

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）ホームページ等に協賛者名等を掲載する基準は、次の表に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金額等 | ホームページ | 報告書等 | 協賛物品 | 協賛者の呼称使用 |
| １０万円以上 | 協賛者バナー貼付、写真及び記事掲載 | 協賛者名掲載 | 掲載可能物品に協賛者名掲載 | 使用可 |
| １０万円未満 | 協賛者名掲載 |

３　謝意の実施基準

　　協賛への謝意の実施基準は、次の表に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金額等 | 感謝状等 | 対応方法 | 対応者 |
| ５０万円以上 | 感謝状 | 贈呈式 | 会長 |
| ５０万円未満  １０万円以上 | 持参 | 事務局長 |
| １０万円未満 | 礼状 | 郵送 | － |

４　その他

（１）個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。

（２）協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。

（３）贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。

（４）協賛者の呼称使用については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、以下のフレーズを無償で使用できる。

　・〇〇社は、三重とこわか国体亀山市開催競技を応援しています。

　・〇〇社は、三重とこわか国体亀山市開催競技会の協賛企業です。

　・〇〇社は、三重とこわか国体亀山市開催（競技名）競技会の協賛企業です。

　・〇〇社は、三重とこわか国体亀山市スポンサーです。